

**アフリカビジネス参入に向けた市場調査・アドバイザー事業運営業務 実施要領**  
**(公募型プロポーザル)**

**1 案件名称**

アフリカビジネス参入に向けた市場調査・アドバイザー事業運営業務

**2 業務の概要**

**(1) 事業目的**

アフリカ市場は急速な人口増加・都市化・デジタル化を背景に、グローバルビジネスの新たなフロンティアとして注目を集めている。インフラ整備、農業・食品、医療・衛生、ICTをはじめとする多様な分野でビジネス機会が急拡大しており、日本企業の技術・製品・サービスへの需要も高まっている。一方、市内企業においてはアフリカビジネスへの関心が高まりつつあるものの、情報の非対称性や現地ネットワークの不足、具体的な進出戦略の欠如などが進出のボトルネックとなっている。

神戸市では、こうした状況を踏まえ、アフリカとの経済交流推進に向けたさまざまな取り組みを積み重ねてきた。年に1回「アフリカ月間 in 神戸」を開催し、アフリカビジネスフォーラムの主催など、市内企業・関係機関・有識者が一堂に会してアフリカビジネスの可能性を共有する場を設けてきた。さらに昨年は、第9回アフリカ開発会議(TICAD9)併催事業である「TICAD Business Expo & Conference」へのブース出展を通じ、神戸企業の技術を国際的に発信した。これらの対外発信・プロモーションと機運醸成の取り組みを通じて、市内企業のアフリカビジネスに対する関心・認知は高まりつつある。

本事業は、これまでの情報発信・機運醸成を中心とした取り組みから一步踏み込み、神戸市内企業のアフリカ市場への事業展開を具体的に後押しすることを目的として、個別具体の事業化・展開を見据えた支援を実施するものである。個別コンサルティング型の支援を中心に実施し、支援対象企業に具体的な進出判断材料を提供し、初期アクションの創出へと繋げることを目指す。あわせて、支援を通じて蓄積される知見や調査成果については、支援対象企業にとどまらず、神戸市および広く市内企業への還元を意識した事業設計とする。

**(2) 業務内容**

別紙「仕様書」のとおり

**(3) 事業規模(契約上限額)**

金9,000,000円(消費税・地方消費税含む)

**(4) 契約期間**

契約締結の日から2027年3月31日(水)まで

**(5) 費用分担**

受託事業者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

**3 契約に関する事項**

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する（神戸市は受託者と協議のうえ、企画提案された内容の一部の変更を求めることがある。）。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受託事業者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) 契約保証金に関する事項

神戸市契約規則第 25 条の規定により、契約保証金の納付は免除する。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託事業者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

#### 4 応募者資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされているものを除く。）でないこと。
- (3) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合を含む）していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条」に該当しないこと。
- (6) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- (7) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- (8) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (9) 租税公課の滞納処分を受けていないこと。
- (10) 共同企業体による応募も可能だが、その場合は代表者及び構成員が上記(1)から(9)を全て満たすこと。また、神戸市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。なお、共同企業体による応募の場合、(別紙) 評価項目の地元企業に関する配点は、地元企業の割合に応じて評価する。

#### 5 スケジュール

- (1) 公募開始 2026 年 7 月 6 日（月）

- |                      |                     |
|----------------------|---------------------|
| (2) 参加申請関係書類・質問票提出期限 | 2026年7月31日(金) 17時必着 |
| (3) 質問に対する回答         | 2026年8月7日(金) (予定)   |
| (4) 企画提案書・見積書の提出期限   | 2026年8月20日(木) 17時必着 |
| (5) 事業者選定委員会(プレゼン審査) | 2026年8月27日(木) (予定)  |
|                      | ※詳細は別途参加申込者に通知      |
| (6) 選定結果通知           | 2026年9月上旬予定         |
| (7) 契約締結・事業開始        | 2026年9月中旬予定         |
| (8) 事業完了             | 2027年3月31日(水)       |

## 6 応募手続き等に関する事項

### (1) 参加申請手続き

- ア. 受付期間 2026年7月6日(月)～2026年7月31日(金) 17時まで
- イ. 提出方法 本要領9に記載の担当部署に電子メールでデータを提出すること。
- ウ. 提出書類 ①参加申込書(様式1号)  
 ②参加資格確認書(様式2号)  
 ③団体概要(様式3号) ※直近事業年度の会社概要,パンフレット等も可  
 ④神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書(様式4号)  
 ⑤共同企業体結成届出書(様式5号)(共同企業体による参加申込の場合のみ)  
 ※共同企業体で参加申込を行う場合は、全ての構成員について、上記③④を提出すること。

### (2) 質問の受付

- ア. 受付期間 2026年7月6日(月)～2026年7月31日(金) 17時まで
- イ. 提出方法 質問票(様式6号)に必要な事項を記載し、本要領9に記載の担当部署に電子メールで提出すること。電話等による質問は受け付けない。
- ウ. 回答方法 参加申込者全員に対し、質問事項及び回答を電子メールで2026年8月7日(金曜)までに回答する。なお、質問者の情報については公表しない。
- エ. その他 神戸市の回答は、本要領及び仕様書を補足する効力を持つ。

### (3) 企画提案書・見積書の提出

- ア. 受付期間 2026年7月6日(月)～2026年8月20日(木) 17時まで
- イ. 提出方法 本要領9に記載の担当部署に電子メールでデータ(PDF形式)を提出すること。
- ウ. 提出書類 ①企画提案書(様式不問、A4サイズ)  
 下記の事項及び仕様書において提案を求めている項目について必ず記載すること。
- I 事業実施提案
- ・本事業実施に当たっての全体コンセプト
  - ・全体スケジュール案
  - ・事業実施内容
- II 業務を遂行するための体制

Ⅲ 同種業務の実績

Ⅳ 企業（団体）の概要

Ⅴ 参加企業数が変動した場合の対応（参加企業が想定（5社＋2社）から減少した場合の、1社あたりの減額費用）

②見積額調書（様式7）及びその明細書（様式自由）

③その他補足資料（任意、様式自由）

## 7 選定に関する事項

### （1）評価基準

審査は、次に示す各評価項目の観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

ア 業務目的および業務内容の理解度【10点】

イ 事業の手法・内容の的確性、実現性【45点】

ウ 工程・実施手順・体制の妥当性、関連実績の豊富さ【35点】

エ 地元企業に対する加点【10点】

※ 地元企業点は10点満点とし、市内事業者への発注を促進するため、市内の応募者に対して下記の通り評価を行う。本社又は支店・営業所等が神戸市内にある場合は、提案書に明記すること。

a) 地元企業（応募者の本店所在地が神戸市内）10点

b) 準地元企業（応募者の本店所在地が市内にないが、支店・営業所等が市内にある）5点

\* 共同企業体で応募する場合は、構成員となるすべての事業者の本店等所在地にて判断をし、その平均点により評価する。

### （2）選定方法

ア. 本企画提案の審査については、「アフリカビジネス参入に向けた市場調査・アドバイザー事業運營業務」受託事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）が行い、その意見を受けて選定する。

イ. 審査に当たり、応募者によるプレゼンテーションと選定委員による質疑を実施する（原則、オンライン実施）。なお、提出された企画提案書の内容をもとに書類選考を行う場合がある。その場合、書類選考の結果については、別途通知する。

ウ. 事業者選定委員会は、提出された企画提案書等に基づき、評価基準に沿って100点満点で評価を行う（P6「評価項目」参照）。各選定委員の採点に基づき、合計点が最も高い者を契約候補者とする。

エ. なお、選定委員の合計点の平均が60点未満の参加者は選定しない。

オ. 合計点が最も高い参加者が複数あった場合は、評価項目のうち「事業の手法・内容の的確性、実現性」の点数が高い者を契約候補者とする。

### （3）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

- ウ 事業者選定終了までの間に他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- カ 企画提案書及び見積書等の必要書類が提出期限を過ぎて到着したとき
- キ 見積書に記載の見積金額が本実施要領に定める契約上限額を超過しているとき

#### (4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、決定後速やかに全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の参加者の総得点を掲示する。

### 8 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第10条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。
- (3) すべての提出書類は返却しない。
- (4) 提出された書類は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (5) 参加申請後に、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届（様式8号）」を本要領9に記載の担当部署に電子メールで提出すること。
- (6) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (7) 提案書で表明された内容については、そのまま契約の基本方針となるため、実現が確約されることを表明すること。事業者選定後であっても、契約段階において表明した内容に大幅な変更がある場合には、次点の参加者と契約を締結することがある。

### 9 提出先、問い合わせ先

神戸市経済観光局国際課

住所：〒651-0087 神戸市中央区御幸通 6-1-12 三宮ビル東館 7階

E-mail： kobe\_africa@city.kobe.lg.jp

TEL : 078-984-0286

**アフリカビジネス環境調査事業運営業務委託  
評価項目**

| 評価項目                             | 評価ポイント   | 配点   |
|----------------------------------|--|------|
| ①. 業務目的および業務内容の理解度 (10%)         | 本事業の目的 (市内企業のアフリカ進出に向けた判断材料の取得、初期アクションの創出) および事業全体の構造を正確に理解した提案内容となっているか。                    | 10点  |
|                                  | 小計   | 10点  |
| ②. 事業の手法・内容の的確性、実現性 (45%)        | 支援対象企業の公募において、効果的な広報手段および選定手法の提案があるか。また、それは実現可能なものであるか。                                      | 5点   |
|                                  | 市内企業のアフリカビジネス展開を支援するための専門知識・調査能力 (対象国の市場・法規制・商習慣等の把握含む) を有するか。                               | 15点  |
|                                  | 現地ビジネスパートナー候補のリスト作成、初期アウトリーチ支援を実施するにあたり、アフリカ現地企業・経済団体・支援機関・投資家等との十分なネットワークを有するか。             | 15点  |
|                                  | 最終報告会について、実施目的を理解した企画提案となっているか。また、それは実現可能なものであるか。  | 10点  |
|                                  | 小計   | 45点  |
| ③. 工程・実施手順・体制の妥当性、関連実績の豊富さ (35%) | 本事業におけるすべての業務を円滑に実施するための適切な人員体制が整っているか。  | 10点  |
|                                  | 見積り (内訳、参加企業数が減少した場合の減額費用) は適切か。   | 5点   |
|                                  | 事業実施のスケジュールが具体的で合理的なものであるか。(各スケジュールに遅れが発生した場合の回復手法案を含む。)                                     | 10点  |
|                                  | 個別企業に対するコンサルティング・ビジネスマッチング支援など、日本企業のアフリカビジネス展開支援に関する十分な実績を有するか。                              | 10点  |
|                                  | 小計   | 35点  |
| ④. 地元企業に対する加点 (10%)              | 地元企業 (本社所在地が神戸市内) の場合 10点 (満点)<br>準地元企業 (支店等が市内にある) の場合 5点<br>※共同企業体で参加する場合は、地元企業の割合に応じて評価する | 10点  |
|                                  | 小計   | 10点  |
| 合計                               |  | 100点 |